

---

---

# 安田町男女共同参画計画

---

---

平成29年3月  
高知県 安田町



# ～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
【1】計画策定の趣旨	1
【2】男女共同参画社会について	2
【3】計画策定の社会的背景	3
1 国際的な動き	3
2 国の動き	4
3 高知県の動き	6
第2章 計画の概要	7
【1】計画の位置付け	7
【2】計画の期間	8
【3】計画の策定方法	8
1 安田町男女共同参画計画策定委員会	8
2 アンケート調査の実施	8
3 関係団体等意識調査の実施	8
第3章 本町を取り巻く現状	9
【1】人口等の状況	9
1 人口等の動き	9
2 年齢別人口	10
【2】婚姻や就労等の状況	11
1 婚姻件数等の推移	11
2 年齢別就業率	12
第4章 計画の基本的な考え方	13
【1】基本理念と基本目標	13
1 基本理念	13
2 基本目標	14
【2】施策の体系	15
第5章 具体的な取組内容	16
【基本目標1】男女がともに認め合うまちづくり	16
1 男女共同参画の理解促進と意識づくり	16
2 学びの場における男女共同参画の推進	19
【基本目標2】男女がともに活躍できるまちづくり	22
3 あらゆる分野への女性の参画促進	22
4 働く場における男女共同参画の推進	26
【基本目標3】男女がともに仕事と家庭を両立できるまちづくり	30
5 仕事と家庭生活が両立できる環境づくり	30
6 地域活動における男女共同参画の推進	33

<b>【基本目標4】男女がともに安心して暮らせるまちづくり</b>	36
7 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶	36
8 生涯にわたる男女の健康づくり	40
9 誰もが安心できる福祉のまちづくり	43
<b>第6章 計画の推進体制</b>	46
1 庁内推進体制	46
2 町職員の理解促進	46
3 関係機関との連携の強化	46
4 計画の進行管理	46
<b>資料編</b>	47
1 安田町男女共同参画計画策定委員会 設置要綱	47
2 安田町男女共同参画計画策定委員会 委員名簿	48

# 第1章 計画の策定に当たって

## 【1】計画策定の趣旨

近年、わが国においては、少子高齢化や人口減少が急速に進行しています。晩婚化や晩産化、未婚化の進行などがその主な要因としてあげられますが、さらに、仕事と家庭や子育て・家族の介護等を両立できる環境が必ずしも十分ではないなど、社会環境の変化に伴う要因も顕在化してきました。

また、地域社会の慣習や慣行・しきたりの中には、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される、男女の役割を固定的にとらえる「性別による役割分担意識」が依然として根強く残っています。性別による役割分担意識にとらわれた考え方や行動は、女性への人権侵害につながるだけでなく、個人の多様な生き方や自立を妨げることとなります。そのため、性別による役割分担意識が色濃く残る制度や慣習、慣行やしきたり等の解消に努めていくことが必要とされています。

平成11年に施行された「男女共同参画社会基本法」では、男性も女性も性別にとらわれることなく、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を、その目指す方向としています。

一方、将来的に豊かで活力のある社会、経済力の維持・発展のためには、より一層の社会参画等による「女性の力」が不可欠です。

国においては、平成27年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」と表記）」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入りました。平成27年12月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の目指すべき将来像が示されました。さらに「一億総活躍社会の実現」が提言されるなど、女性が自分らしく活躍できる環境整備が進められています。

人々が将来に夢を持てる豊かで活力ある社会を形成するためには、男性も女性もお互いを尊重し合いながら、家庭における子育て・介護をはじめ地域活動への参加など、性別による役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが責任を担い、個性や能力を十分に発揮していくことができる社会づくりが必要です。

安田町男女共同参画計画（以下「本計画」と表記）は、男女共同参画社会基本法を根拠法とし、これらの考え方にに基づき、男女があらゆる場面において、共に参画し活躍することができる社会の実現を目指した、総合的な取組の方向性を示したものです。

本計画における、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策については、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、生命と人権や、女性に対するあらゆる暴力の根絶などに関する項目については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」と表記）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

## 【2】男女共同参画社会について

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、その考え方にに基づき、次の5つの基本理念及び国や地方公共団体及び国民の役割を掲げています。

### ■男女共同参画社会基本法の5つの基本理念■

<b>男女の人権の尊重</b>	●男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別を無くし、男性も女性も一人の人間としての能力を発揮できる機会を確保する。
<b>社会における制度または慣行についての配慮</b>	●固定的な役割分担意識にとらわれず、男女ともに様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考える。
<b>政策等の立案及び決定への共同参画</b>	●男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する。
<b>家庭生活における活動と他の活動の両立</b>	●男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする。
<b>国際的協調</b>	●男女共同参画づくりのために、国際社会とともに歩むことも大切。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む。

### ■国・地方公共団体及び国民の役割■

<b>国の責務</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●基本理念に基づき、男女共同参画基本計画を策定。</li><li>●積極的改善措置を含む、男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定・実施。</li></ul>	<b>地方公共団体の責務</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組む。</li><li>●地域の特性を生かした施策の展開。</li></ul>	<b>国民の責務</b> <ul style="list-style-type: none"><li>●職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づいて、男女共同参画社会の形成に寄与するように努める。</li></ul>
---	--	--

### 【3】計画策定の社会的背景

#### 1 国際的な動き

男女共同参画に関する国際的な取組は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」とすることが宣言されるなど、国際連合を中心として推進されてきました。

平成27年（2015年）の第59回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組の評価、広報・啓発の活動などが推進され、現在も継続して積極的に進められています。

しかし、平成28年（2016年）10月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数<sup>注</sup>」では、日本は144か国中111位という結果で、OECD諸国の中でも非常に低い結果となっています。わが国がこのような低水準にある理由としては、特に「政治」や「経済活動」の分野において男女の格差が大きいことがあげられ、男女共同参画において取り組む課題は依然として多いと考えられます。

#### ■ ジェンダー・ギャップ指数 ■

	経済活動の参加と機会	教育	健康と生存	政治への関与	総合スコア
日本(111位)	0.569	0.990	0.979	0.103	0.660
参考/アイスランド(1位)	0.806	1.000	0.970	0.719	0.874

#### ■ ジェンダー・ギャップ指数/主な国の順位 ■

順位	国名	値
1	アイスランド	0.874
2	フィンランド	0.845
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.815
5	ルワンダ	0.800
6	アイルランド	0.797
7	フィリピン	0.786
8	スロベニア	0.786
9	ニュージーランド	0.781
10	ニカラグア	0.780
11	スイス	0.776
↓		
17	フランス	0.755
↓		
20	英国	0.752
↓		
45	米国	0.722
46	オーストラリア	0.721
↓		
50	イタリア	0.719
↓		
75	ロシア	0.691
↓		
99	中国	0.676
↓		
111	日本	0.660
↓		
116	韓国	0.649

注：スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

## 2 国の動き

### (1) 第4次男女共同参画基本計画の策定

国においては、男女共同参画社会基本法に基づき、平成12年に「第1次男女共同参画基本計画」を策定し、その後の改定を経て、平成27年12月に「第4次男女共同参画基本計画」（以下「第4次計画」と表記）を策定しています。

「第4次計画」では、第3次計画の取組の達成状況や評価を踏まえ、「あらゆる分野における女性の活躍」をはじめ、「男性」の視点を横断的にし、施策として「防災・復興」を独立させ、推進体制に「地域の推進基盤づくり」が追加されるなどの改定が行われました。また、次の4つの目指すべき社会像を掲げています。

#### ■第4次男女共同参画基本計画における目指すべき社会■

- 1 男女の自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- 4 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

### (2) 女性活躍推進法の施行

国は、平成15年に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、女性が指導的地位に占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、様々な取組を進めてきました。

平成27年9月に施行された「女性活躍推進法」では、3つの基本原則を掲げ、その考え方に基づいて、国は女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定し、都道府県や市町村はその基本方針等を勘案して、女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定することが求められています。また、国や地方公共団体、労働者が301人以上の民間事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出を義務付けています。

#### ■女性活躍推進の3つの基本原則■

- 1 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- 2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- 3 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

### **(3) 子育て支援の推進**

平成 27 年度から「子ども・子育て支援法」に基づく、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。幼児期の保育・学校教育が質及び量共に確保され、地域の子ども・子育て支援の充実が推進されています。次世代育成支援対策推進法は期間延長されたほか、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のさらなる推進が求められています。

本町においても、平成 27 年 3 月に「やすだっ子応援プラン（安田町子ども・子育て支援事業計画、安田町次世代育成支援行動計画）」を策定し、様々な子育て支援施策を推進しているところです。

### **(4) 配偶者暴力防止、ストーカー規制法の改正**

DV防止法は、一部改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。

また、「ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」と表記）」は平成 25 年 7 月に改正され、ストーカー行為（つきまとい等を繰り返すこと）の禁止命令を出す権限が、被害者の居住地だけでなく、加害者が住む地域を管轄する公安委員会にも与えられるようになったほか、迷惑メールの繰り返しもストーカー行為に加えられました。

### **(5) 防災計画等における男女共同参画の視点**

国の「防災基本計画」においては、東日本大震災の発生後、避難所における女性や子育て家庭などへ配慮することや、応急仮設住宅等における心のケア等、男女共同参画の視点による計画の改善が行われました。さらに、国の第 4 次男女共同参画基本計画においても、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」を政策領域に加え、「各種制度・計画等への男女共同参画の視点の反映」「防災・復興の現場の男女共同参画」が組み込まれました。

### 3 高知県の動き

高知県では、平成 28 年 3 月に、平成 28 年度からの 5 年間を計画期間とする、「こうち男女共同参画プラン（高知県男女共同参画計画）」を策定し、その中に「高知県女性活躍推進計画」を新プランと一体的に策定し、女性活躍推進法の掲げる目的を達成するために必要な取組を進めていくこととしています。

#### ■こうち男女共同参画プラン「取組の体系」■

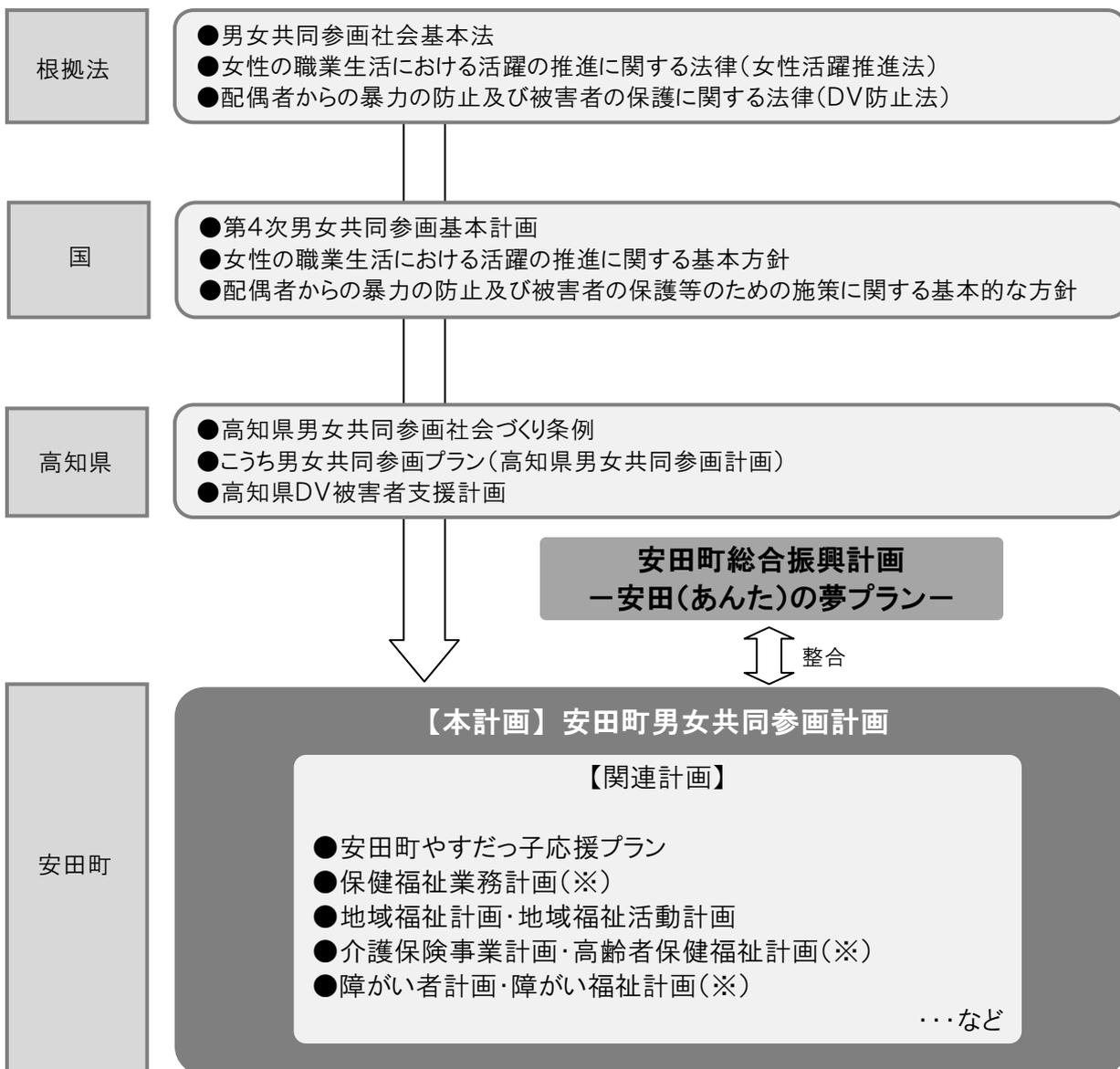
【テーマ1】意識を変える	
(1) 男女間の意識を変える	①意識改革と社会制度・慣行の見直し ②メディアにおける男女共同参画の推進 ③国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進
(2) さまざまな場での意識を変える	①家庭における男女共同参画の推進 ②学びの場での男女共同参画教育の推進 ③働く場での意識啓発 ④地域での意識啓発
【テーマ2】場をひろげる	
(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①行政への女性の参画の促進 ②団体・組織への女性の参画の促進
(2) 働く場をひろげる	①職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保 ②多様なニーズに応じた就労支援 ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進
(3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災分野での男女共同参画の拡大
【テーマ3】環境を整える	
(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）	①男女がともに働きやすい職場づくり ②地域における子育て・介護支援の充実 ③女性も男性も地域活動に参画しやすい環境づくり
(2) 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備	①高齢者等が安心して暮らせる環境の整備 ②貧困などさまざまな生活上の困難に直面する男女への支援
(3) 生涯を通じたからだところの健康支援	①自己決定の尊重 ②生涯を通じた健康支援
(4) 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①女性に対するあらゆる暴力の根絶

## 第2章 計画の概要

### 【1】計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を根拠法とし、「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画として位置付けるとともに、「DV防止法」に基づく市町村基本計画として位置付けます。また、国や県の男女共同参画基本計画及び本町の総合計画をはじめとする、関連他計画との整合や調整に配慮して策定しています。

#### ■ 関連計画との整合イメージ ■



※中芸広域連合(本町・奈半利町・田野町・北川村・馬路村)として策定

## 【2】計画の期間

---

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とします。平成 33 年度に、それまでの取組の総合的な点検・評価を行い、平成 34 年度からの次期計画につなげます。

## 【3】計画の策定方法

---

### 1 安田町男女共同参画計画策定委員会

計画の策定に当たっては、各種団体・組織の関係者などから構成される「安田町男女共同参画計画策定委員会」に諮り、計画の原案や重要事項等を審議しました。

### 2 アンケート調査の実施

本町在住の 18 歳以上の町民を対象とし、男女共同参画に関する意識や意見等を調査し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査名称	安田町 男女共同参画に関する意識調査
調査対象	本町に居住する 18 歳以上の町民
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 28 年 10 月
配布数	1,000 人
回収状況	305 人（有効回収率 30.5%）

### 3 関係団体等意識調査の実施

本町の女性関連団体や関係機関等へのヒアリングシートによる定性的な調査を行い、日常の活動における男女共同参画の視点から見た問題点や課題、取組のヒントやキーワードを探り、計画策定の基礎的な資料としました。

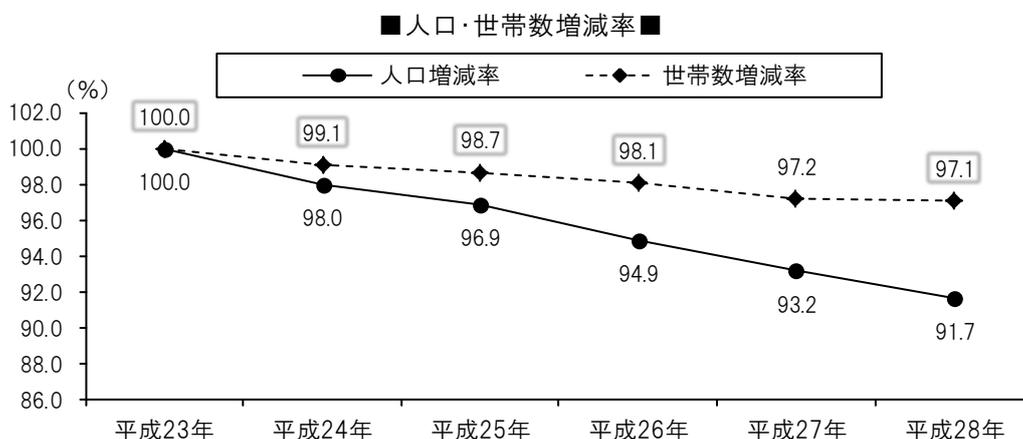
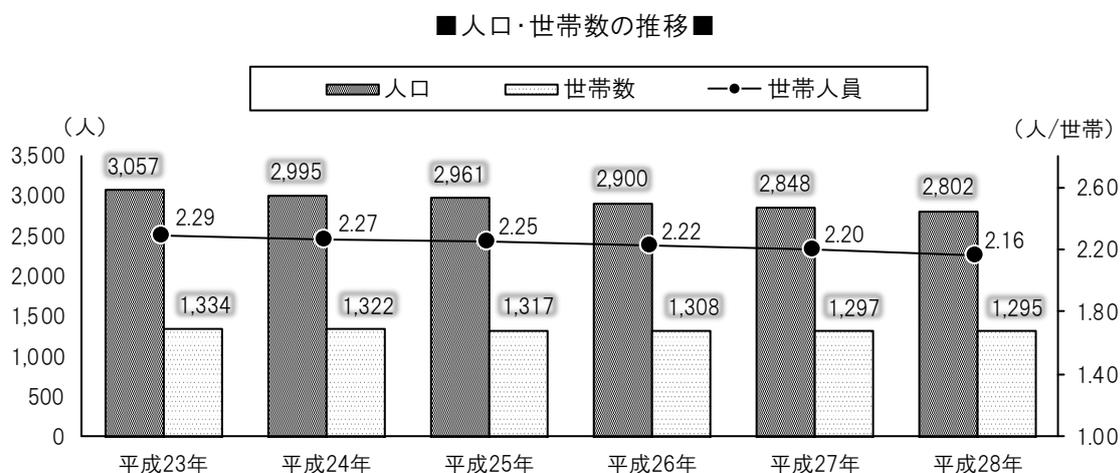
# 第3章 本町を取り巻く現状

## 【1】人口等の状況

### 1 人口等の動き

本町の人口は、平成28年3月末現在で2,802人と、平成23年から250人あまりの減少（平成23年を100.0とした場合91.7）となっています。

世帯あたりの人口数を示す世帯人員は、平成23年の2.29人から平成28年で2.16人と、緩やかに小家族化傾向にあります。



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人口(人)	3,057	2,995	2,961	2,900	2,848	2,802
世帯数(世帯)	1,334	1,322	1,317	1,308	1,297	1,295
世帯人員(人/世帯)	2.29	2.27	2.25	2.22	2.20	2.16
人口増減率(%)	100.0	98.0	96.9	94.9	93.2	91.7
世帯数増減率(%)	100.0	99.1	98.7	98.1	97.2	97.1

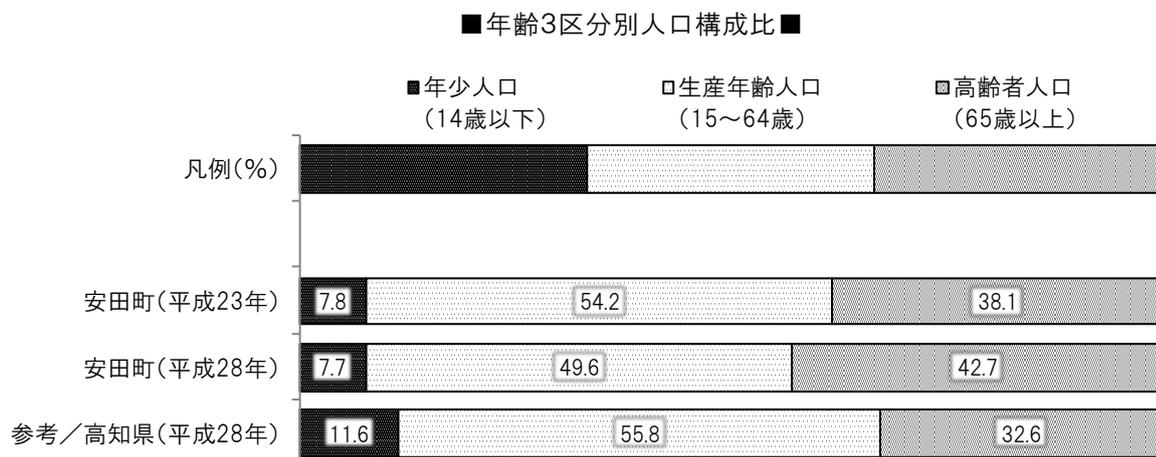
注：増減率は、平成23年を100.0とした場合の各年の割合を示す。

資料：住民基本台帳(各年3月末現在)

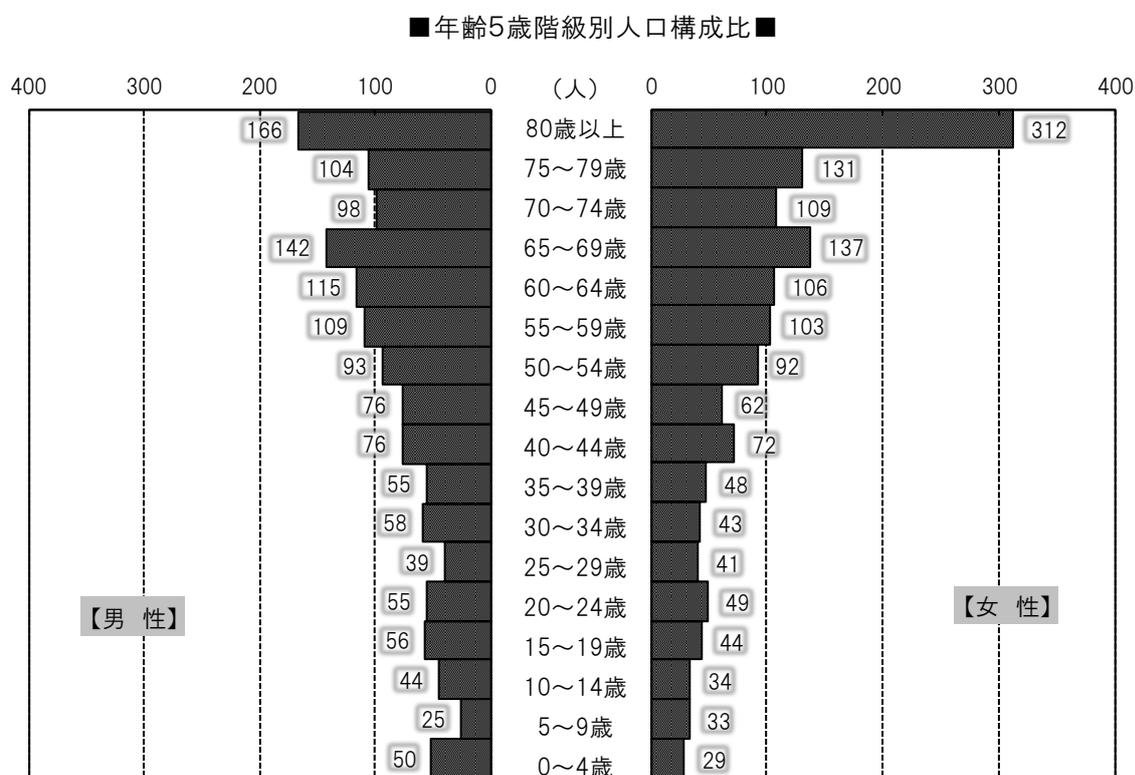
## 2 年齢別人口

本町の年齢別人口構成をみると、平成28年では年少人口(14歳以下)の人口割合は7.7%、生産年齢人口(15~64歳)が49.6%、高齢者人口(65歳以上=高齢化率)が42.7%と4割を超え、高齢化率は高知県の平均を大きく上回っています。

年少人口はほぼ横ばいに近い微減で推移しており、本町においても高齢化の顕著な進行がうかがえます。



さらに、年齢を5歳階級別でみると、男女共に60歳代後半の、いわゆる「団塊の世代」が最も多くなっています。70歳以上になると、女性の人口が男性を上回り、特に80歳以上では大きな差がみられます。



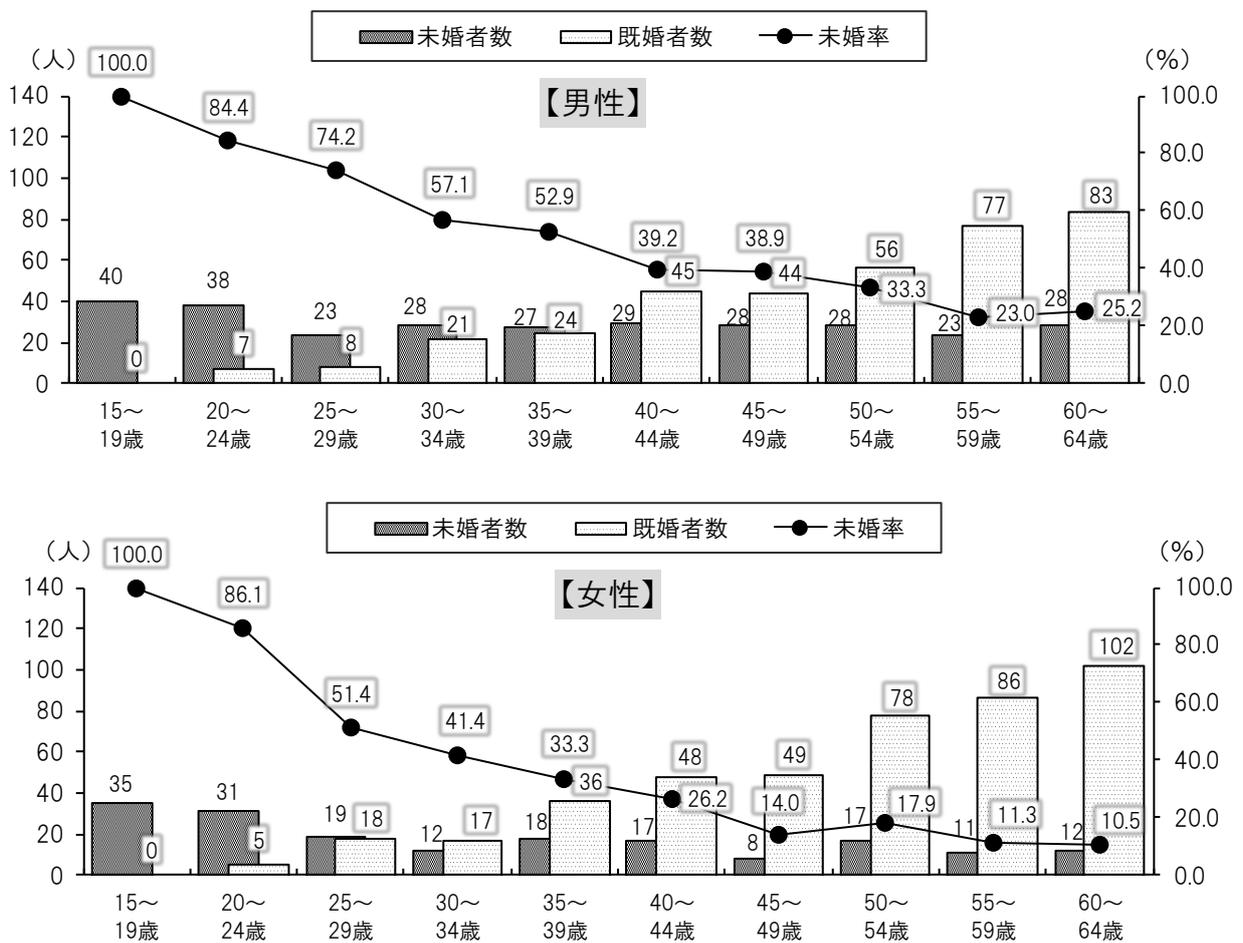
資料:住民基本台帳(平成28年3月末現在)

## 【2】婚姻や就労等の状況

### 1 婚姻件数等の推移

本町の未既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、30歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、40歳代の前半になると逆転することから、この年代が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。女性の場合、その時期は男性よりやや早く30歳代前半となっています。

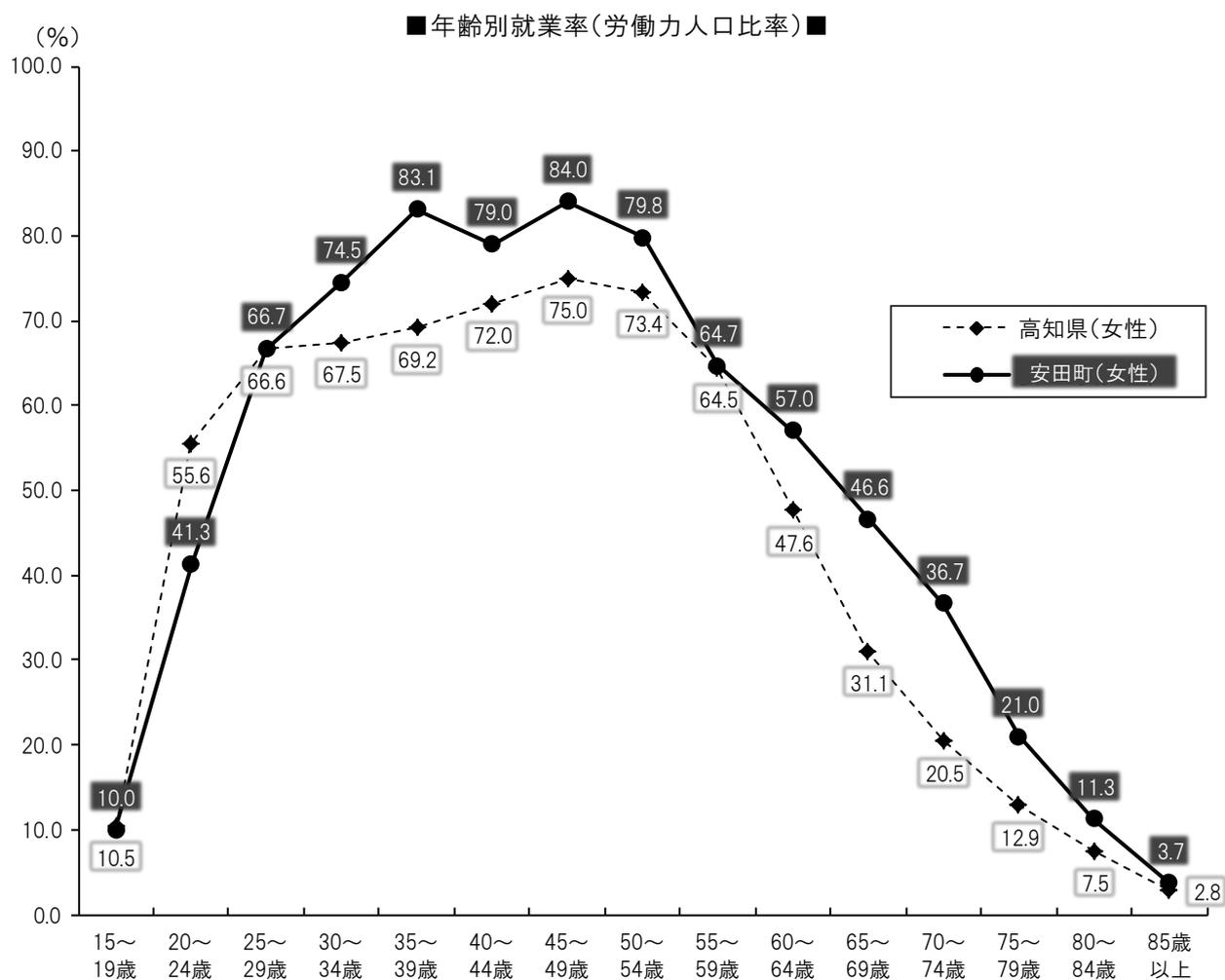
■年齢別未既婚者数と未婚率■



資料:「国勢調査」(平成27年)

## 2 年齢別就業率

本町における女性の就業率をみると、40歳代前半に一旦減少し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ」の状況にあるものの、就業率自体が各年齢層とも県の平均をおおむね上回っています。つまり共働きをはじめ、働く女性が多いことが特徴となっています。



資料:「国勢調査」(平成22年)

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念と基本目標

#### 1 基本理念

本町では、平成 27 年 3 月に、将来の目指すまちの姿を明らかにし、その実現に向けたまちづくりの方針と方向性、そして基本的な行政の取組を定める総合計画「安田町総合振興計画－安田（あんた）の夢プラン－」を策定しました。

この計画では、まちの目指す姿を「安心・安全で活気のある協働のまち やすだ ～心豊かに、安心して暮らしていける 清流のさと～」と定めています。既存の社会基盤や自然環境等の資源を生かし、新しい安田の魅力の創造に向けて、町民が豊かに暮らし、子どもを育て、地域で力を合わせながら幸せに暮らすことができる、活気ある協働社会の実現を目指したものです。

■ 安田町総合振興計画－安田(あんた)の夢プラン－におけるまちの目指す姿 ■

安心・安全で活気のある協働のまち やすだ

～ 心豊かに、安心して暮らしていける 清流のさと ～

本計画においては、この安田町総合振興計画で定めた「まちの目指す姿」を踏まえ、男女共同参画という分野への取組を充実し、男女が共に認め合いながら、幸せに暮らすことができる活気ある社会の実現を目指し、次のとおり基本理念を定めます。

■ 本計画の基本理念 ■

**ともに認め合い 誰もがいきいきと活躍できる**  
**心豊かなまち やすだ**

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、本町を取り巻く環境や町民の意識・ニーズなどを踏まえ、次の4つの基本目標を定めます。

---

### 基本目標1 男女がともに認め合うまちづくり

---

社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が強い現状を踏まえ、男女平等意識の浸透に向けて、従来の固定観念や社会通念、しきたり、慣習を見直すなど、意識の改革を促進します。また、男女共同参画の意識づくりについて、学校教育のみならず、家庭や学校、地域などで多様な学習機会の充実を図ります。

---

### 基本目標2 男女がともに活躍できるまちづくり

---

政策・方針決定過程において、女性の参画は重要であり、様々な分野における女性の能力発揮の支援に努め、女性の人材育成と活躍の促進を図ります。

職場における男女間の格差解消や、職場の労働条件の改善など、事業所等に対する男女共同参画への取組を促進します。

さらに、農業従事者が多い本町の現状を踏まえ、女性農業者の地位向上や経営参画の促進に努めます。

---

### 基本目標3 男女がともに仕事と家庭を両立できるまちづくり

---

仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、男性の家事・育児への参加促進、多様なライフスタイルに対応した子育て支援策や介護支援等、様々な環境の整備に取り組むとともに、地域活動における男女共同参画を促進します。

---

### 基本目標4 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

---

様々な機会を通じて、あらゆる暴力の防止と根絶に向けた啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。

また、性別による差に配慮した健康づくり支援をはじめ、性に関する正しい知識や理解促進を図り、性別による差に配慮した地域福祉を推進します。

## 【2】施策の体系

基本理念

**ともに認め合い 誰もがいきいきと活躍できる  
心豊かなまち やすだ**

【基本目標】

基本施策

【基本目標1】男女がともに認め合うまちづくり

- 1 男女共同参画の理解促進と意識づくり
- 2 学びの場における男女共同参画の推進

【基本目標2】男女がともに活躍できるまちづくり

- 3 あらゆる分野への女性の参画促進（※）
- 4 働く場における男女共同参画の推進（※）

【基本目標3】男女がともに仕事と家庭を両立できるまちづくり

- 5 仕事と家庭生活が両立できる環境づくり（※）
- 6 地域活動における男女共同参画の推進

【基本目標4】男女がともに安心して暮らせるまちづくり

- 7 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶
- 8 生涯にわたる男女の健康づくり
- 9 誰もが安心できる福祉のまちづくり

※女性活躍推進計画として取り組む分野

## 第5章 具体的な取組内容

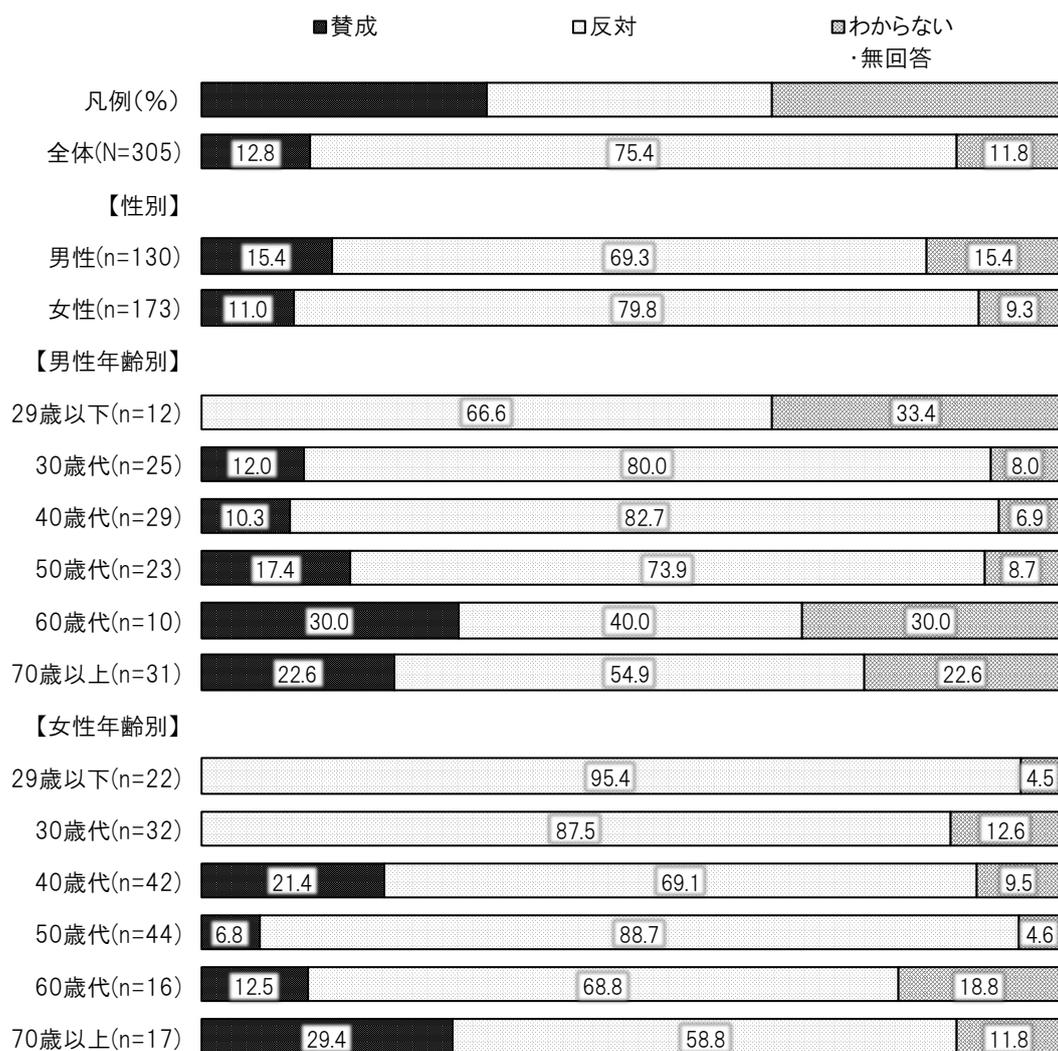
### 【基本目標1】男女がともに認め合うまちづくり

#### 1 男女共同参画の理解促進と意識づくり

##### ◆◇現状と課題◇◆

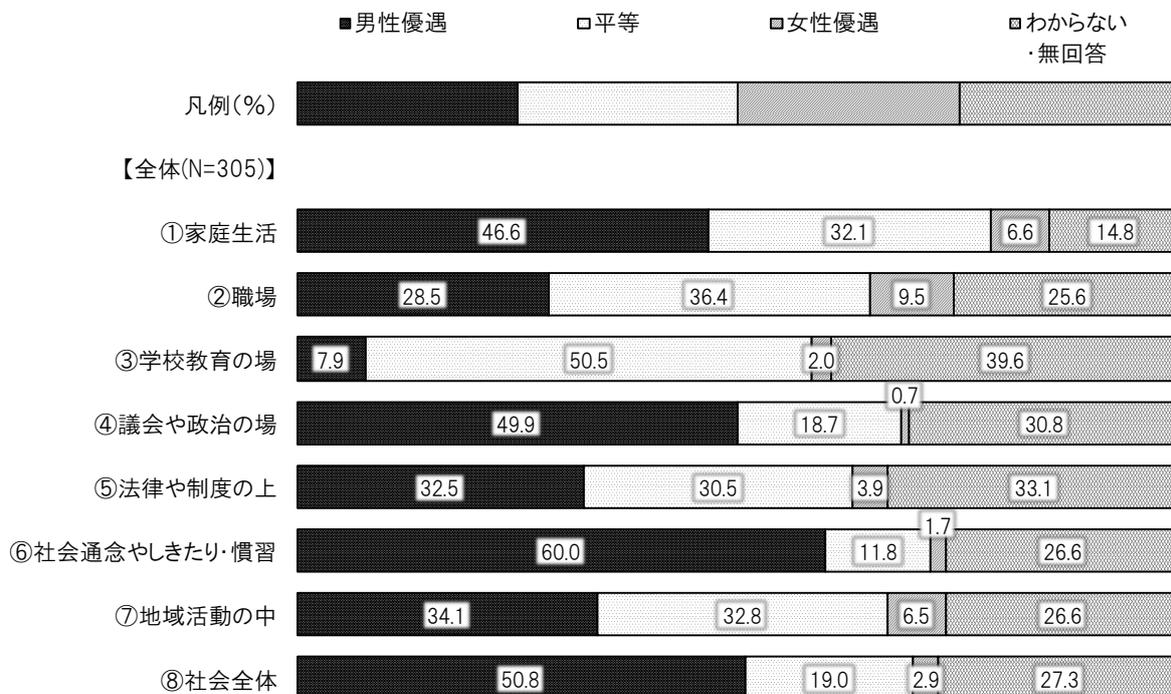
本計画策定に当たり実施した「安田町男女共同参画に関する意識調査（以下「アンケート調査」と表記）」の結果では、結婚と家庭生活において、「男は仕事、女は家庭」という性別による役割分担意識に対して、全体としては反対意識が強いものの、男女共に年齢が上がるほど賛成する意識が高くなるなど、年齢による差が顕著にみられます。

■ 図1：夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである（「男は仕事、女は家庭」という考え方） ■



男女の地位の平等意識をみると、「学校教育の場」「職場」「地域活動の中」「家庭生活」「法律や制度の上」では平等意識は比較的高いものの、すべての分野において『男性優遇』意識が『女性優遇』意識を上回っており、特に「議会や政治の場」「社会通念やしきたり・慣習」「社会全体」で目立っています。

■図2: 男女の地位の平等意識■



本計画策定に当たり実施した関係団体等意識調査（以下「ヒアリング調査」と表記）の結果では、次のような意見<sup>注</sup>があげられました。

- ・女性がいきいきと活躍するためには、男女がお互いに助け合う意識を持つことが必要。
- ・本町で重視すべきは、男女共同参画の視点に立った、各種制度等の整備ではないかと思う。

固定的な性別による役割分担意識は根強く、特に「社会通念やしきたり・慣習」で「男性優遇意識」が非常に強くなっています。このような考え方は、生活習慣等を通して継承され、男女の能力発揮や個人としての選択の自由を阻害する要因となっている可能性があります。そのため、男女がお互いに認め合い、尊重し合いながら、男女共同参画社会の実現を目指すことが必要であり、そのための継続的・日常的な意識啓発が必要です。

注：掲載している意見については、回答内容の意図を変えない範囲で要約、又は抜粋しています（以下同様）。

◆◇取組の方向◇◆

- 固定的な性別による役割分担意識が残る社会制度や慣行を見直し、男女共同参画への理解がより一層深まるよう、様々な機会を通じて、わかりやすい広報・啓発活動や情報提供を推進します。
- 庁内職員においても、意識が高まるよう、率先して意識啓発を図ります。

◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
男女共同参画に関する理解の促進	幅広い年齢層を対象として、広報等による啓発をはじめ、関係機関と連携した誰でも参加しやすい講座や講演会、イベントや体験型学習など、様々な機会を通じて、男女共同参画に関する正しい知識の普及と理解の促進に努めます。
社会制度・慣行の見直しと啓発	社会通念やしきたり・慣習などにおける固定的な性別による役割分担意識の解消に向けて、広報等様々な機会や手段を通じた意識啓発を推進します。
庁内における慣行の見直しと意識啓発	男女共同参画の考え方にに基づき、町職員における仕事の分担、制度や施策、慣行の見直しに努め、情報の提供や職員研修会などを通じて職員に対する意識啓発を図ります。

## 2 学びの場における男女共同参画の推進

### ◆◇現状と課題◇◆

アンケート調査では、「学校教育の場」については、男女の地位は「平等」になっているとする意識が過半数を占め、他の項目を大きく上回り、一定程度の平等意識が浸透していると考えられます（図2参照）。

子どもの育て方についての意識は、「男女共に、社会人として自立できるように育てる」「男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる」など、男女共に役割を区別せずに育てる考え方が主流となっています。

■表1：男女の地位の平等意識(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
男女共に、社会人として自立できるように育てる	73.8	67.7	78.0
男女の役割を固定せず、しつけや教育は区別しないで育てる	59.3	59.2	59.0
男女共に、身の回りの家事ができるように育てる	55.4	50.0	60.1
男女に関わらず、子どもの個性に応じて育てる	54.1	44.6	61.3
男女共に、性に関する正しい知識と理解を身につけさせる	34.4	29.2	38.7
男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる	13.8	16.2	11.6
男は外で働き、女は家庭を守るように育てる	3.3	2.3	4.0

注1：単位は%、また、図表に示すN(n)は、比率算出上の基数を示します。

注2：「その他」「無回答」は省略しています。

(以下同様)

また、男女共同参画推進に向けて町が力を入れるべき施策として、「男女共同参画や人権尊重についての教育・学習の機会を充実する」ことに対する支持は第2位と高く、次いで「男女共同参画や人権尊重についての意識啓発を促進する」が続いています。

■表2：男女共同参画を積極的に進めるために、安田町が力を入れていくべきこと(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
保育サービスや放課後児童クラブなどの子育て支援を充実する	33.8	30.0	37.0
男女共同参画や人権尊重についての教育・学習の機会を充実する	25.9	29.2	23.7
男女共同参画や人権尊重についての意識啓発を促進する	22.6	33.1	15.0
介護支援サービスを充実する	20.3	19.2	20.8
女性の就業や起業への支援、人材育成への支援を充実する	19.7	13.8	23.7
町職員の管理職や審議会の委員などに女性を積極的に登用する	18.7	23.1	15.0
働く場での男女格差をなくすよう事業主などに対して働きかける	15.4	22.3	10.4
男女が共に参画する地域活動、ボランティア活動を促進する	13.4	19.2	9.2
男女の違いに配慮した心身の健康づくりの推進を図る	12.8	10.8	14.5
男女共同参画に積極的に取り組む企業等へ支援をする	9.5	8.5	9.8
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進する	7.2	8.5	6.4
男女共同参画についての活動場所の整備を図る	6.9	7.7	6.4
DVやハラスメントなどの相談窓口を充実する	6.2	6.2	6.4
男女共同参画に視点を置いた国際的な交流・協力を推進する	2.6	2.3	2.9

ヒアリング調査の結果では、次のような意見があげられました。

- ・男女共同参画については、日頃の意識不足やその視点に立って考えることも少なく、大変難しい問題だと思う。まずは、学習の機会をつくってほしい。

人権尊重や固定的な性別による役割分担意識の見直しをはじめ、男女の相互理解及び協力について、家庭や学校、地域等様々な場での「学習の場」を充実させることが必要です。

また、子どもの頃からの意識啓発や、進路等の選択の場面において、性別にとらわれず、個人の能力に応じて様々な選択を可能にする指導等の取組も必要です。

#### ◆◇取組の方向◇◆

- 保育・教育の場のみならず、家庭や地域など幅広く、人権に関する基本的な知識や考え方を理解し、男女共同参画意識を身につけるための人権教育・啓発を推進します。

#### ◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
人権教育の推進	人権教育関係団体等と連携し、研修会や講演会及び分科会での取組の発表・討議などを通じた、誰でも参加しやすい人権教育の推進に努めます。
保育・教育の場での男女共同参画の推進	認定こども園など保育・教育の場における、男女平等意識の浸透を促進します。
学校教育の場での男女共同参画の推進	学校教育の場において、人権教育を実践する年間目標を立てて取り組むとともに、男女共同参画社会についても、人権課題として教育課程に取り入れていきます。
人権文化を育む教育の推進	差別やいじめに対して、「しない・させない・ゆるさない」意識の醸成をはじめ、自分も他者も大切に思う心の育成など、人権文化を育むとともに、人権意識・感覚を身につける教育に取り組みます。
中学校における男女共同参画意識の醸成	職場体験学習などを通じて、社会人としての自立を目指した教育・進路指導を進めるとともに、進路等において、性別にとらわれることなく、能力や適性に応じた多様な選択を可能にする取組を進めます。

施策名	取組の内容
家庭における男女平等意識の醸成	家庭において、男女が共に家事・育児・介護などの家族としての責任を担うことについての啓発に努め、固定的な性別による役割分担意識にとらわれない、男女平等意識の醸成を図ります。
地域における学習機会の充実	生涯学習の場において、男女共同参画についての理解と認識を深めるため、各種講座や講演会などを開催するとともに、男女共同参画に関する資料や図書の整備、情報提供等による学習支援に努めます。

## 【基本目標2】男女がともに活躍できるまちづくり

### 3 あらゆる分野への女性の参画促進

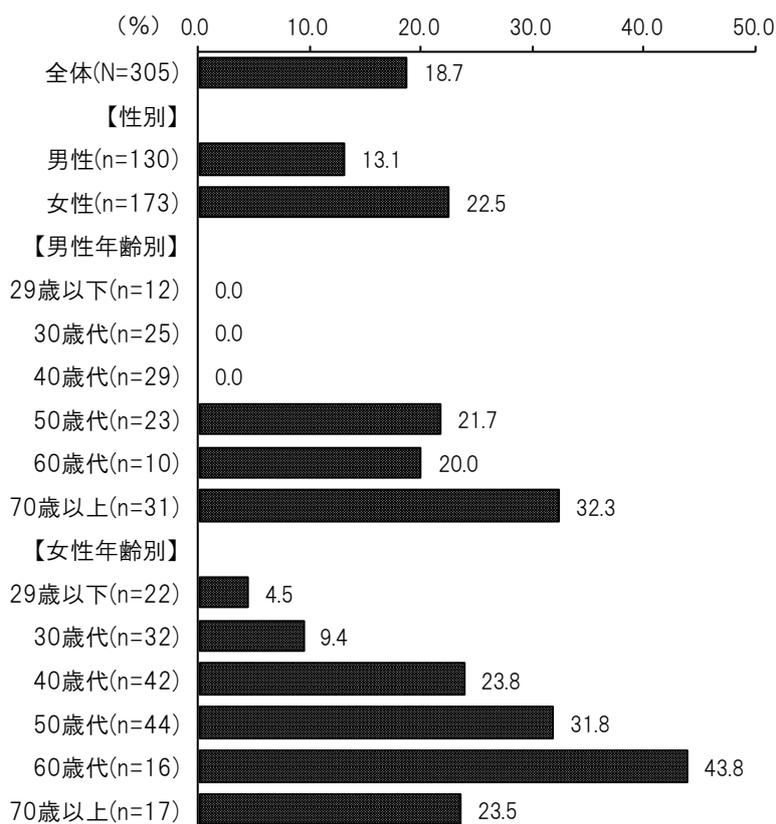
#### ◆◇現状と課題◇◆

アンケート調査では、男女の地位の平等意識において、「議会や政治の場」では他の項目に比べて「男性優遇意識」が非常に多く、約半数を占めています（図2参照）。

進路や職業を選択する際に、性別を「意識した」という割合をみると、男性が1割程度であるのに対して、女性は2割以上が「意識した」と回答しています。「意識した」人は、男女共に年齢層が上がるほど多く、特に女性の60歳代では4割強が意識したと回答しています。しかし、若い年齢層では大半が「意識していない」と回答しており、年齢による意識差が顕著にみられます。

■ 図3: 進路や職業選択時の性別意識 ■

(「性別をかなり意識して選んだ」と「どちらかといえば性別を意識した」の合計値)



また、男女共同参画推進に向けて町に求められる施策の中で、「女性の就業や起業への支援、人材育成への支援を充実する」あるいは「町職員の管理職や審議会の委員などに女性を積極的に登用する」という施策を求める意見は少なくありません（表2参照）。

平成 28 年 4 月現在、本町における審議会等における委員総数 27 人のうち、女性委員は 3 人（委員総数に占める女性の割合 11.1%）となっています。平成 23 年 4 月時点の 3.6% から、増加しています。

■本町の審議会等における女性委員■

	行政委員会委員数(人) <sup>注1</sup>			審議会等委員数(人) <sup>注2</sup>		
	総数	うち女性	女性割合	総数	うち女性	女性割合
平成 23 年 4 月現在	28	1	3.6%	96	7	7.3%
平成 28 年 4 月現在	27	3	11.1%	101	7	6.9%

注1:地方自治法第 180 条の5に基づくもの

注2:地方自治法第 202 条の3に基づくもの

資料:庁内資料

本町職員における女性管理職の割合をみると、平成 28 年 4 月現在、12 人の管理職総数のうち、女性管理職は 4 人（管理職総数に占める女性の割合 33.3%）となっています。

■本町職員の女性管理職■

	管理職総数(人)	うち女性	女性割合	うち行政職(福祉・教育除く)		
				管理職総数	うち女性	女性割合
平成 23 年 4 月現在	10	5	50.0%	7	2	28.6%
平成 28 年 4 月現在	12	4	33.3%	10	2	20.0%

資料:庁内資料

審議会や各種委員会委員、町の管理職など政策を決定する場や、事業所等における方針決定過程の場などに、女性の参画を促進する取組が必要です。

◆◇取組の方向◇◆

- 町の政策・方針決定や審議会、各種委員会委員などへの、女性の参画を促進する取組を推進します。
- 地域において、様々な分野で男女共同参画を促進するリーダーの育成に努めるとともに、女性のチャレンジ支援を促進します。

◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
審議会等への女性参画の促進	町の政策・方針決定や施策立案の場である審議会や各種委員会、町の附属機関等への女性委員の参画を促進し、女性委員のいない審議会等の解消を目指します。
誰でも参加しやすい審議会等の設定	各種委員の選出に際しての公募性の拡大を図るとともに、子育て中、介護中の人でも参加しやすい審議会や各種委員会等の設定に努めます。
女性団体等との連携	様々な分野の政策や方針決定過程において、女性の参画が進むよう、女性団体等との連携を働きかけるとともに、関係課や商工会等と連携し、事業所や各種団体の代表や役員への、女性参画の呼びかけに努めます。
あらゆる分野での男女共同参画の推進	商工会や農業委員会等、関係団体と連携し、女性委員の参画促進をはじめ、男女共同参画についての啓発に取り組むとともに、参画する女性に対する、学習機会の創出や情報提供等の支援を行います。
女性のチャレンジ支援	女性の就業や起業、事業経営等に関する職業訓練等の情報提供や、知識の習得等への支援を行います。
女性の起業家等に対する情報の提供と育成	女性や若者、高齢者やUターンやJターン、Iターン者などの起業家に対して、関係機関と連携しながら、様々な情報の提供や育成等も含めた支援を検討します。
事業所意識の高揚	男女共同参画に積極的に取り組む事業者等の事例を、広報等で紹介し、意識の高揚に努めます。
男女共同参画を促進する地域リーダーへの支援	男女共同参画に関する各種講座の開催や研修会への参加等を通じて、地域で男女共同参画を促進するリーダーの人材育成に努めるとともに、女性リーダー同士の情報交換、学習会に対する支援を行います。

施策名	取組の内容
町政に対する住民意見の反映	公聴会、パブリックコメント、アンケート等を通じて、性別や年齢を問わず、住民の町政に対する意見を広く収集し、施策への反映に努めます。
町職員の能力向上	女性職員の職域拡大や、男女のバランスがとれた職員配置に努めるとともに、幅広い職務経験や研修等を通して町職員全体の能力向上を図ります。
能力と適性に応じた町職員の管理職への登用	性別に関わりなく、町職員個人の能力と適性に応じた職域、職員配置による適正な任用を図り、女性管理職の登用を促進します。

## 4 働く場における男女共同参画の推進

### ◆◇現状と課題◇◆

アンケート調査では、女性の望ましい働き方について、「結婚や出産に関わらず仕事を続ける（産休・育休を取得する場合を含む）」の回答が半数を占め最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイム（又はパートタイム）で仕事をする」が続き、女性が働き続けることに肯定的な意識が主流となっています。その一方で、女性が働く上で支障となることとして、家事の負担が大きいことや、夫や子どもの世話、高齢者など家族介護の負担が大きいこと、などが上位を占めています。

■表3:女性の望ましい働き方について■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
結婚や出産に関わらず仕事を続ける（産休・育休を取得する場合を含む）	49.8	49.2	50.9
子育ての時期だけ一時やめて、その後はフルタイムで仕事をする	15.1	19.2	11.6
子育ての時期だけ一時やめて、その後はパートタイムで仕事をする	11.5	6.9	15.0
子どもができるまでは仕事をするが、子どもができたなら家事や育児に専念する	6.2	6.9	5.2
結婚するまでは仕事をして、結婚後は家事に専念する	4.9	5.4	4.6
女性は仕事をしないほうがよい	0.3	0.8	0.0

■表4:女性が働く上で支障となること(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
家事の負担が大きいこと	66.2	64.6	67.6
夫や子どもの世話の負担が大きいこと	52.8	46.2	57.8
高齢者など家族介護の負担が大きいこと	33.4	26.9	38.7
保育所不足など子育て支援体制が十分ではないこと	23.3	23.8	23.1
夫や子どもなどの理解や協力が少ないこと	22.3	16.2	26.0
女性の就職先自体が少ないこと	17.7	20.0	16.2
職場で男女格差があること	13.8	10.0	16.8
職場で結婚・出産時に退職の慣例があること	13.4	12.3	14.5
夫の転勤や長時間労働があること	12.8	8.5	16.2
支障となることは特にない	4.6	4.6	4.6

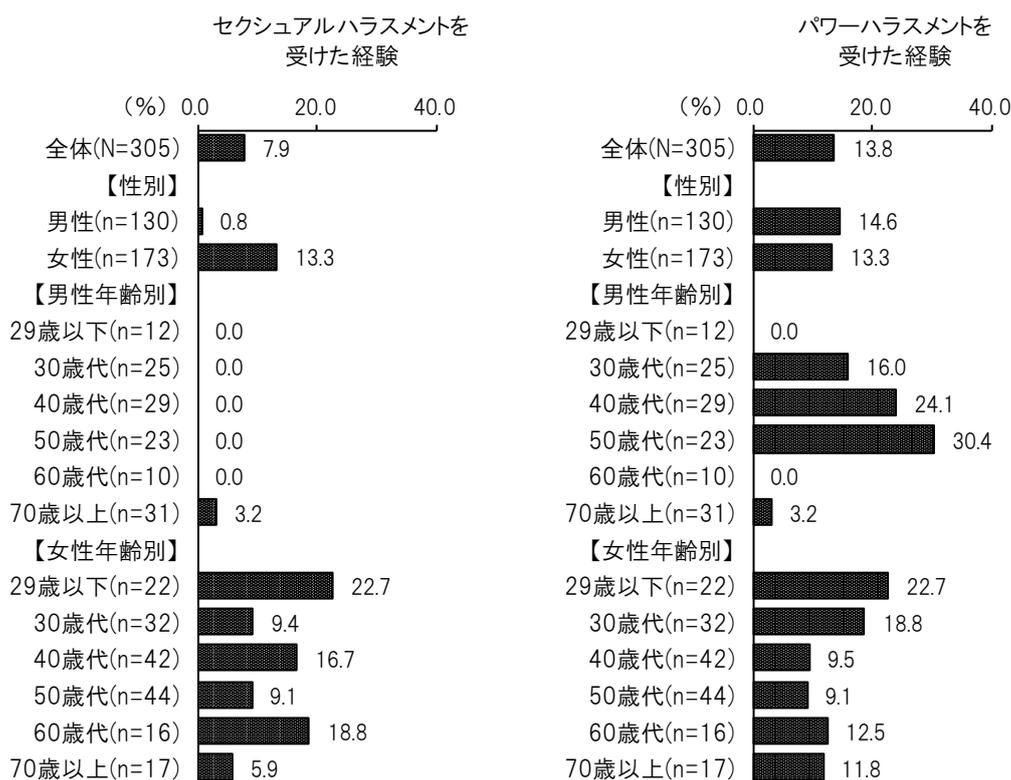
職場における男女の処遇についてみると、「教育訓練や研修」「有給休暇の取得」に関しては平等の割合が比較的高い一方で、「昇進や昇格」「賃金・昇給」などについては男性優遇とする意見が多くなっています。

現在の社会における「女性の働きやすさ」意識については、約4割が「働きやすい」と回答している反面、3割が「働きにくい」と回答しており、特に、女性で「働きにくい」と意識する割合が男性を上回っています。

職場環境のことについては、まずセクシュアルハラスメントに対しては、「一般的な知識として知っている」が最も多いものの、5人に1人が「くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある」と回答しています。セクシュアルハラスメントを直接経験した割合は、女性の29歳以下で最も高くなっています。

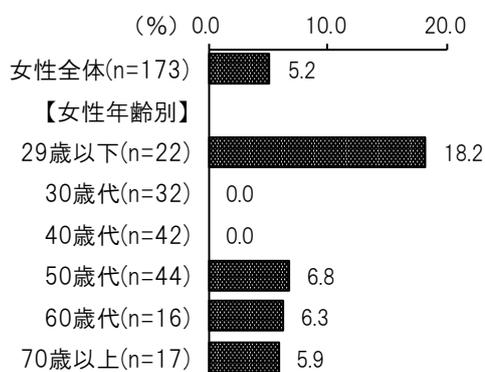
パワーハラスメントの経験者は、男女共にほぼ同じ割合ですが、年齢別で見ると、特に男性の40～50歳代、女性の30歳代以下の年齢層で多くみられます。

■ 図4: ハラスメントの経験 ■



さらに、マタニティハラスメントの経験者は、特に、女性の29歳以下で最も高く、およそ5人に1人の割合となっています。

■ 図5: マタニティハラスメントを受けた経験 ■



ヒアリング調査の結果では、次のような意見があげられました。

- ・女性の再就職への支援や、労働時間の余裕が必要である。親の介護等に追われて、ストレスの積み重ねが多い。

雇用や就業における男女の均等な機会と待遇の確保や、女性の就業継続、再就職などに対する支援への取組を、関係機関と連携して推進する必要があります。

企業や地域社会等における、様々なハラスメントは重大な人権侵害であり、暴力でもある、という意識啓発を推進するとともに、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」と表記）対策と同様、相談体制の整備や被害者支援等の取組が必要です。

#### ◆◇取組の方向◇◆

- 事業所等を対象に、職場において、男女が共に個性や能力を発揮しながら自分らしく活躍できるよう、関係機関と連携して啓発に努めるとともに、様々なハラスメント対策など、働き続けやすい職場環境づくりを目指します。

#### ◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
事業所等に対する広報・啓発	事業所等に対して、様々な媒体や機会を通じて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの周知・普及を図るとともに、採用や待遇面での男女格差解消に向けた啓発に努めます。
職業能力向上に向けた情報提供	女性の各種職業能力向上のために開催される講座や研修会等の情報を収集し、関係課と連携しながら、広報やホームページ等を通じた情報提供に努めます。
女性の再就職への支援	出産・育児などで一旦離職した女性の再就職について、事業所への啓発に努めるとともに、再就職のための知識や技術の習得、職業訓練についての情報提供を行います。
女性が働きやすい就業環境の整備	在宅勤務やテレワーク（場所や時間にとらわれない柔軟な働き方）等、多様な就業形態について、事業所への啓発に努めます。

施策名	取組の内容
様々なハラスメント防止対策の推進	広報やホームページ等、様々な媒体や機会を通じて、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等による被害を未然に防止するための啓発活動に努めます。
様々なハラスメントに関する相談体制の整備	職場における労働条件や、労働環境などに関する差別的扱い、各種ハラスメントなどについての相談・苦情等に対して、関係機関と連携して適切な対応に努めます。

## 【基本目標3】男女がともに仕事と家庭を両立できるまちづくり

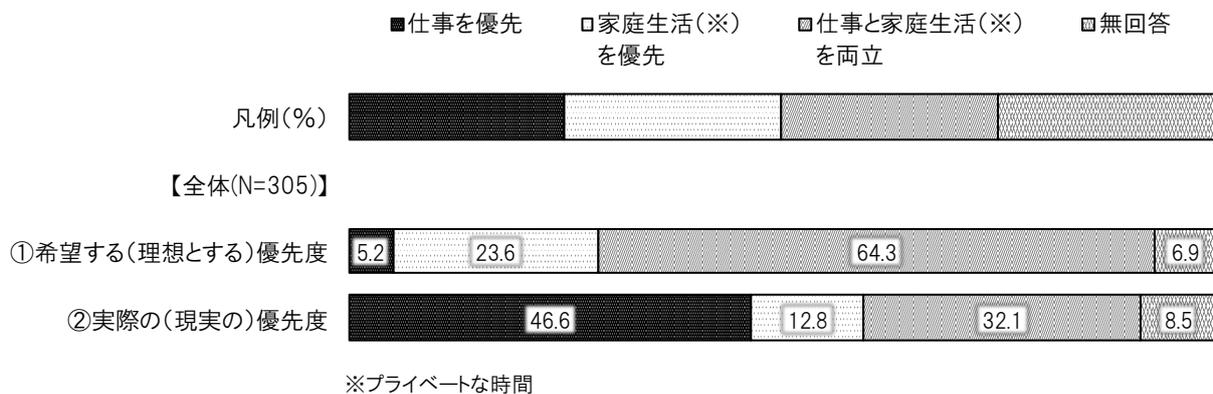
### 5 仕事と家庭生活が両立できる環境づくり

#### ◆◇現状と課題◇◆

本町における女性の就業率は、25歳から59歳までの5歳階級別各年齢層でそれぞれ6割～8割となっており、各年齢層共に、おおむね高知県の平均を大きく上回っています。アンケート調査でも7割近くが共働き世帯である、と回答しています。

アンケート調査において、日常生活の理想と現実についてみると、「仕事と家庭生活（プライベートな時間）を両立」が理想であるが、実際は「仕事を優先」が多数を占め、特に、男性でその傾向が強くなっています。

■ 図6：日常生活の理想と現実意識 ■



結婚や妊娠・出産時の働き方の変化の有無については、3割以上は働き方が変化したと回答しており、変化の内容としては、結婚や出産を機に仕事をやめた人が多くなっています。仕事をやめた理由については、子育てに十分な時間をかけたかったという回答が最も多くなっていますが、職場に十分な制度や理解がなかったことも次いで多くなっています。

育児休業の取得については、女性で19.1%、男性は0.8%となっており、介護休業については、女性で1.2%、男性は0.8%となっています。育児休業は、男性の取得が非常に低く、介護休業は男女共に低い結果となっています。

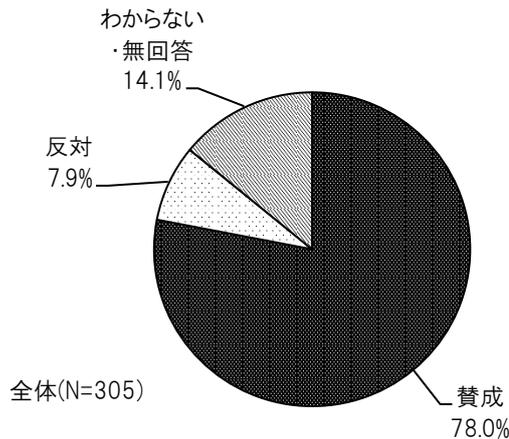
仕事と家庭を両立するために必要と思うことについては、育児休業や介護休業を取りやすい環境を整えることをはじめ、男性が家事などをする事への理解の促進や、高齢者等の介護サービス、延長保育などの子育て支援を充実する、といった取組が求められています。

■表5: 仕事と家庭を両立するために必要と思うこと(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
育児休業や介護休業を取りやすい環境を整えること	46.9	43.8	49.7
男性が家事などをする事への理解を促進すること	37.4	30.0	42.2
高齢者や病人の介護サービスを充実すること	28.5	31.5	26.6
延長保育や放課後児童クラブなどの子育て支援を充実すること	27.9	26.9	28.9
女性が働き続ける事への理解を促進すること	24.9	23.1	25.4
育児などで退職した人を再雇用する制度を取り入れること	19.0	17.7	20.2
短時間勤務や在宅勤務制度などを導入すること	15.7	15.4	15.6
年配者や地域の人が、夫婦の役割分担について理解を示すこと	12.1	11.5	12.1
家事や育児を支援するサービスを充実すること	10.8	10.0	11.6

男性は家事・育児・介護などへもっと参画するべきである、という考え方に対する賛成意見は非常に多くなっています。

■図7:「男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画するべきである」という考え方について■



ヒアリング調査の結果では、次のような意見があげられました。

- ・家事も育児も、どちらかといえば女性の方に大きいのしかかっているように思う。
- ・男性も積極的に家事に参加する。男性向けの介護教室を開催する。
- ・子育てをしながら仕事ができる環境づくりのため、労働条件の改善なども必要である。

仕事と家庭生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい環境整備や、労働時間短縮に向けた働きかけなど、様々な施策に取り組むことが必要であるとともに、「男女共に育児休暇や介護休暇を取りやすい環境を整えること」「男性が家事などをする事への男性自身の抵抗感をなくすこと」などに向けた取組の具体化も重要です。

◆◇取組の方向◇◆

- 仕事と家庭生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を目指し、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりなど、関係機関と連携し様々な取組を推進します。

◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの広報・啓発	適切な仕事時間と生活時間の配分、家事・育児についての適切な役割分担など、ワーク・ライフ・バランスに関連する情報を収集し、広報等を通じて、事業所等に対する周知・啓発に努めます。
仕事と家庭生活が両立できる支援体制の整備	男女共に働きながら育児や介護に取り組めるよう、育児休業・介護休業制度等の普及をはじめ、条件や環境づくり、支援体制の整備等について、事業所等に働きかけます。
仕事と家庭の両立についての学習機会と情報の提供	仕事と家事・育児・介護等家庭生活の両立についての講座や講習会等を開催し、意識の改革と知識の習得・促進を図ります。
家庭生活における男性の意識啓発と参加の促進	家庭生活において、家事・育児・介護等への男性の積極的な参加を促進するため、情報提供等に努めるとともに、料理教室など男性同士の情報交換・交流の場の提供に努めます。
子育て支援環境の整備	「やすだっ子応援プラン（安田町子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、保育時間の延長や、保育料の全面無償化をはじめ、地域子育て支援拠点事業など、地域社会全体で子育てをサポートできる体制づくりに努めます。

## 6 地域活動における男女共同参画の推進

### ◆◇現状と課題◇◆

アンケート調査では、地域活動への参加は「自治会、婦人会、老人会などの活動」「趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動」「防災・防犯などの活動」が多くみられますが、約4割が「特に参加していない」と回答しています。また、これらの活動への参加率は、男性が女性を大きく上回っており、女性は「PTA、子ども会などの活動」の参加率などで男性を上回っています。

■表6: 地域活動への参加状況(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
自治会、婦人会、老人会などの活動	32.1	41.5	24.9
趣味や教養、スポーツ、レクリエーションに関する活動	19.7	22.3	17.3
防災・防犯などの活動	19.3	30.0	11.0
PTA、子ども会などの活動	17.7	13.8	20.8
リサイクル、環境保護、まちづくりなどの活動	11.1	15.4	7.5
福祉・ボランティア・NPOなどの活動	7.2	5.4	8.1
行政の各種委員会や審議会の委員などの公的活動	4.9	7.7	2.3
職業技術や資格の取得に関する活動	3.0	0.8	4.6
ホームステイ受け入れや海外ボランティアなど国際交流活動	0.0	0.0	0.0
特に参加していない	38.4	31.5	43.4

地域活動の現状をみると、行事や会議などで「女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い」など、本来の地域活動以外の役割を女性が分担しているケースが目立ちます。

■表7: 地域活動における男女間格差の現状(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
女性が飲食の世話や後かたづけをすることが多い	56.1	56.2	56.1
地域の活動には女性の方が積極的で活発である	13.4	16.9	10.4
役員選挙に女性が出にくい、また選ばれにくい	8.5	10.0	6.9
女性が意見を言いにくい、意見を取り上げてもらいにくい	5.2	3.8	6.4
女性が参加できないものがあるなど、男性と差がある	3.3	4.6	2.3
地域の活動に女性が少ないため歓迎される	2.3	4.6	0.6
特に男女格差はない	9.5	13.1	6.4

また、地域活動における男女共同参画推進に必要だと思うことについては、「男性も女性も積極的に地域活動に参加すること」「様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること」「家族の理解と協力を得ること」などが重視されています。

■表8：地域活動における男女共同参画推進に必要だと思うこと(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
男性も女性も積極的に地域活動に参加すること	37.7	45.4	31.8
様々な立場の人達が参加しやすいよう活動の時間帯を工夫すること	31.8	31.5	31.8
家族の理解と協力を得ること	20.7	18.5	22.5
地域活動のリーダーに女性を積極的に登用すること	16.1	23.1	10.4
地域の社会通念や慣習を見直すための啓発活動を充実すること	15.7	16.9	15.0
地域活動やボランティア活動についての情報提供を充実すること	14.8	6.9	20.8
女性のリーダーを養成するための講習会などを開催すること	5.2	7.7	3.5

ヒアリング調査の結果では、次のような意見があげられました。

- ・いざとなれば、やはり男性の出番が必要だし活動もしてくれると思うが、日頃は女性の根気強い活動が必要だと思う。
- ・地域福祉の拠点として、あったかふれあいセンター事業のさらなる機能強化が必要。

男女共に、多忙な人でも地域活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

地域社会の一員として、女性の視点やニーズをより一層反映させていくために、地域おこしやまちづくりなどの様々な分野の地域活動に、性別や年齢に関わらず、共に参画しやすい地域社会づくりが必要です。

#### ◆◇取組の方向◇◆

- 男女が共に参加しやすい地域活動への支援をはじめ、男女共同参画の視点に立った地域活動を促進します。

#### ◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
誰もが参加しやすい地域活動への支援	男女が共に、地域活動やまちづくり活動に参加しやすいよう、「あったかふれあいセンター」を拠点として、関係機関と連携し、情報提供などの支援を行います。
女性リーダーの登用促進	地域活動に女性の視点やニーズをより一層反映させるため、自治会等地域団体での女性リーダーの登用を促進します。

施策名	取組の内容
女性の視点を生かしたまちづくりの推進	まちづくりのための計画の策定を行う際は、女性の視点を生かす機会を充実し、計画への反映に努めます。
地域住民との協働による男女共同参画の推進	ボランティア活動や環境保全活動、防犯活動などをはじめ、「安田町地域福祉計画・地域福祉活動計画」に基づく、地域住民との協働による活動において、男女が共に参画しやすい体制の充実・強化を図ります。
防災分野における女性の参画促進	防災計画の策定や、自主防災組織等への女性の参画促進を図り、避難所の運営などに女性の視点を生かすなど、男女のニーズの違いに配慮した防災活動を促進します。
国際交流の推進	国際交流活動を通して、地域における男女共同参画の視点に立った国際理解の向上と、時代に即した国際的な人材の育成に努めます。

## 【基本目標4】男女がともに安心して暮らせるまちづくり

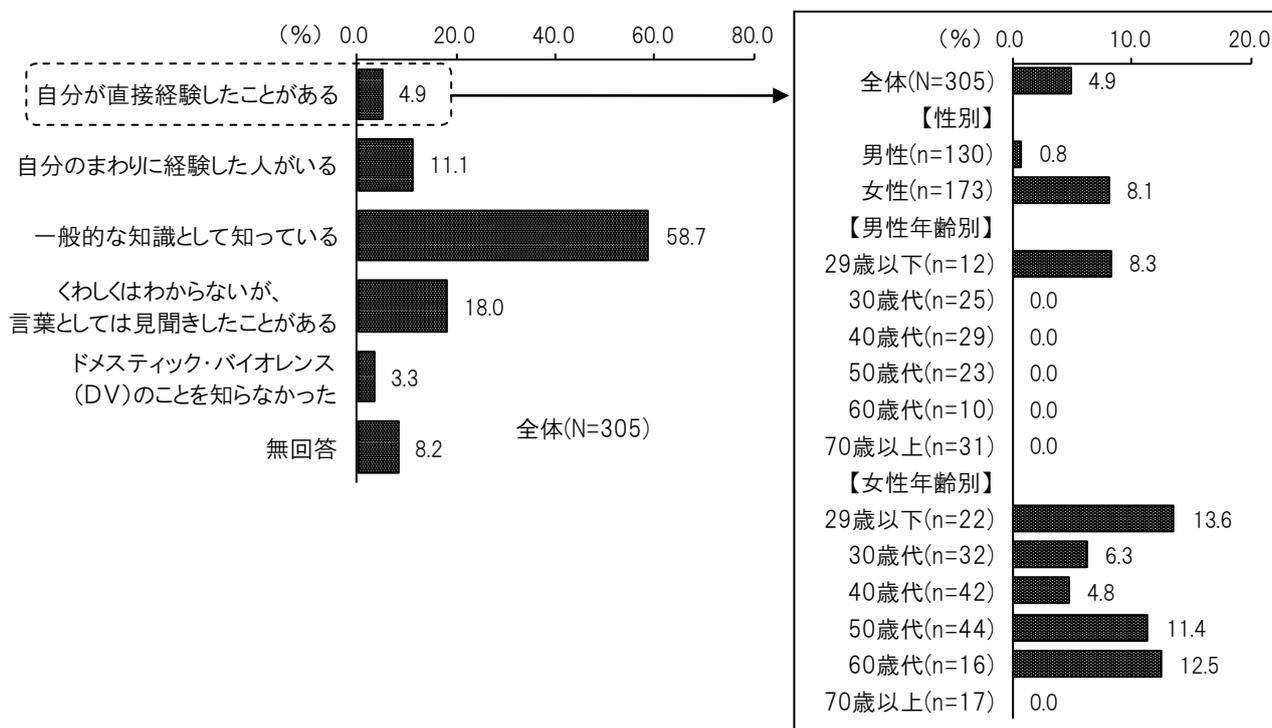
### 7 人権の尊重とあらゆる暴力の根絶

#### ◆◇現状と課題◇◆

アンケート調査では、メディアにおける性・暴力表現の問題について、「社会全体の性に関する道徳観や倫理観が損なわれている」という意識をはじめ、子どもへの悪影響を指摘する回答が主流となっています。

DVについては、女性のおおむね1割近く（8.1%）がDVを直接経験したことがあると回答しています。その認識については、「一般的な知識として知っている」が最も多いものの、「くわしくはわからないが、言葉としては見聞きしたことがある」の割合も2割程度と少なくありません。

■ 図8:DVを受けた経験 ■



DVの相談先としては、「友人や知人」が多く、次いで「家族や親族」が多い一方で、「どこ（だれ）にも相談しなかった」割合も高く、特に女性で目立っています。相談しなかった理由としては「相談しても無駄だと思ったから」という意見が最も多くなっています。

■表9:DVの相談先(複数回答)■

	全体 (n=48)	男性 (n=13)	女性 (n=35)
友人や知人に相談した	33.3	30.8	34.3
家族や親族に相談した	27.1	15.4	31.4
警察に連絡・相談した	6.3	7.7	5.7
弁護士に相談した	6.3	7.7	5.7
こうち男女共同参画センター（ソーレ）に相談した	2.1	0.0	2.9
医療関係者（医師・看護師など）に相談した	2.1	0.0	2.9
法務局や県庁、役場などに相談した	0.0	0.0	0.0
女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）に相談した	0.0	0.0	0.0
どこ（だれ）にも相談しなかった	25.0	15.4	28.6

DV防止に向けて必要とされていることとしては、被害者が相談しやすく、また、援助を求めやすくするための環境づくりをはじめ、加害者への罰則強化や、家庭や学校・地域で暴力を防止するための学習の場の充実を図る、といったことも重要とされています。

■表 10:DV防止に向けて必要だと思うこと(複数回答)■

	全体 (N=305)	男性 (n=130)	女性 (n=173)
被害者が相談しやすい環境づくりを図る	57.4	53.1	60.7
被害者が援助を求めやすくするための環境を整える	45.6	39.2	50.9
加害者への罰則を強化する	34.8	36.9	32.4
家庭や学校・地域で暴力を防止するための学習等の場の充実を図る	30.5	31.5	30.1
DV防止に向けた広報・啓発活動を積極的に行う	21.6	23.8	20.2
被害者の一時保護を行うシェルターなどを設置する	17.0	8.5	23.7
雑誌やインターネット等暴力を助長するおそれのある情報を規制する	11.5	13.8	9.8

ヒアリング調査の結果では、次のような意見があげられました。

- ・保健師、民生委員による活動支援が必要。また、地域の人との協力が必要。
- ・相談窓口は必要である。

家庭や学校等における暴力防止のための教育の充実をはじめ、DV防止のための広報・啓発を積極的に行うことが重要です。デートDVや虐待等の問題に関しても、子どもの頃からの人権意識の教育と併せて、様々な機会を通じた広報・啓発活動が必要です。

DV被害者等に対する、安心できる支援体制づくりの構築をはじめ、そのための関係機関との連携の強化が必要です。

◆◇取組の方向◇◆

- あらゆる暴力の根絶に向けて、様々な機会を通じて意識啓発に努めるとともに、DV被害者等に対する支援の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
暴力防止についての広報・啓発	広報やホームページ等、様々な媒体や機会を通じて、広く暴力防止についての啓発に努めるとともに、公共施設等へのポスター掲示など、周知・啓発を図ります。
暴力防止に向けた学習機会の充実	研修会や講演会等を通じて、男女間の暴力（DV）の防止をはじめ、人権尊重や男女共同参画社会の実現に向けた基本的な知識や考え方を習得するための、学習機会の充実に努めます。
学校等における学習機会の充実	教育委員会や学校等と連携して、児童・生徒を対象とする、暴力防止についての意識啓発に努めます。
ストーカー被害等防止に向けた広報・啓発	ストーカー行為や、デートDV等の防止について、広報やホームページ等による周知・啓発に努めます。
関係機関との連携強化と制度等の周知	DV防止法に基づき、県や警察など関係機関との連携を強化するとともに、広報やホームページ等、様々な媒体や機会を通じて、暴力防止・救済のための制度等の周知に努めます。
相談しやすい体制づくり	関係機関との連携を強化し、被害者支援のためのワンストップ相談支援体制の構築を目指します。
被害者保護の推進	県など関係機関との連携により、必要に応じて被害者の一時保護（シェルター）の支援をはじめ、住民基本台帳閲覧や各種手続き時の配慮など、被害者やその子どもなどが安心して生活できるよう、様々な対策について情報提供や支援を行います。
虐待の防止に向けた支援	子どもや高齢者、障がいのある人への虐待の早期発見と未然防止を図るため、関係機関と連携を図り、虐待に関する通報・届出窓口の設置など、必要な支援を行います。

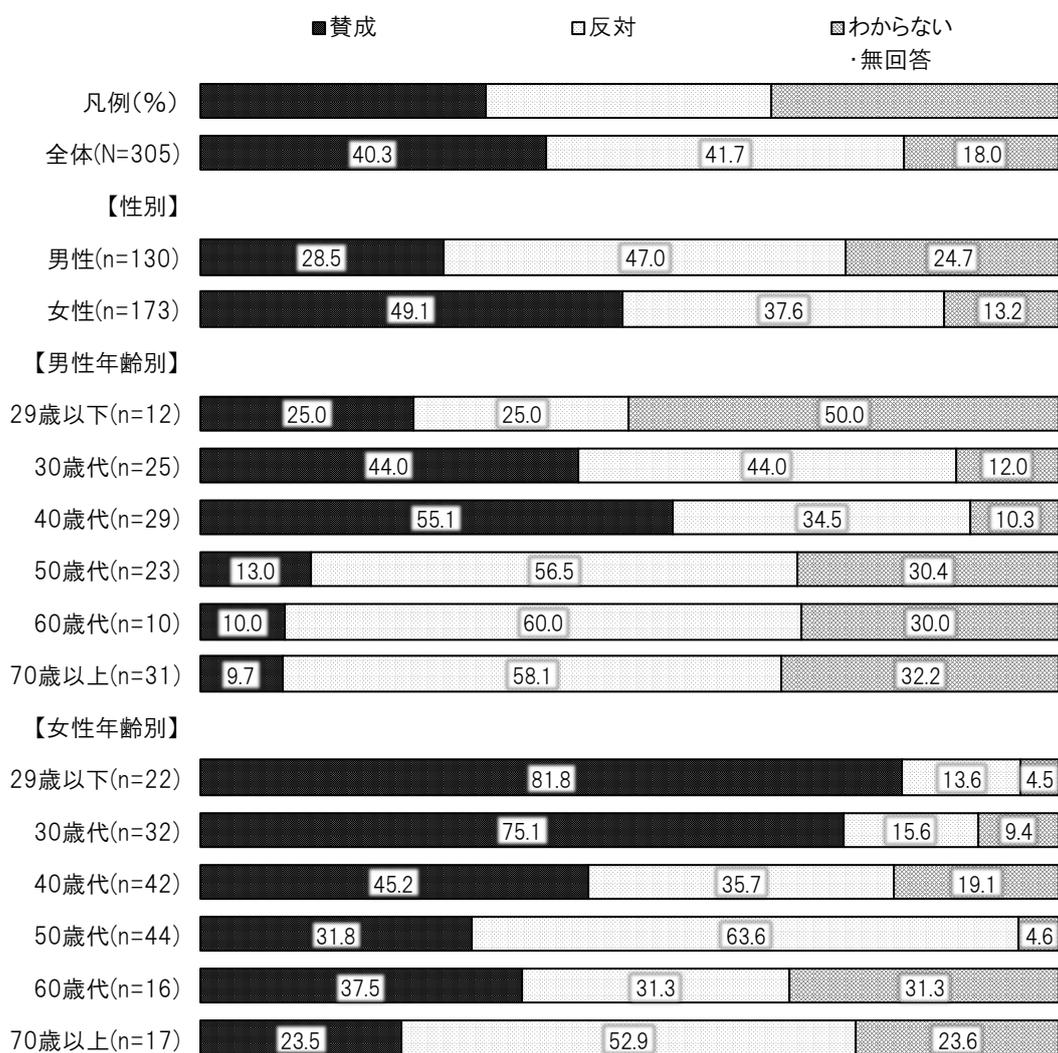
施策名	取組の内容
虐待の防止に向けた地域の見守り体制の構築	虐待や暴力の防止に向けて、地域での見守り体制の構築を図り、誰もが、地域社会の中で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。
メディアリテラシーの普及	様々なメディアから発信される情報を主体的に読み解き、隠された偏見や差別的な表現に気付き、自らの意見を発信できる能力（メディアリテラシー）の普及のため、情報の収集・発信に努めます。
行政刊行物等における表現への配慮	町の広報や行政刊行物等において、性差別につながる適切な表現に配慮するとともに、女性職員の視点を生かすことに努めます。
有害情報の排除	学校・公民館等公共施設から、性・暴力表現のある有害な情報の排除に努めます。

## 8 生涯にわたる男女の健康づくり

### ◆◇現状と課題◇◆

アンケート調査では、結婚と家庭に関する考え方において、「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」という意識については、「賛成」と「反対」がそれぞれ4割程度と二分していますが、男性は反対意識が多く、女性は賛成意識が多くなっています。また、男性の50歳代以上では「反対」、女性30歳代以下では「賛成」の割合がそれぞれ高く、性別や年齢による意識差が目立っています。

■ 図9:「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」意識について ■



男女共同参画推進に向けて町に求められる施策の中で、「男女の違いに配慮した心身の健康づくりの推進を図る」については、特に、女性の29歳以下の回答が多くなっています。

ヒアリング調査の結果では、次のような意見があげられました。

- ・本町の課題としては、「生涯を通じた女性の健康支援」があげられる。

性別や年齢に応じた健康診断や医療情報等の提供を行うとともに、全ての町民の健康増進を目的としたプログラムを推進することが重要です。特に、女性はライフステージを通して、男性とは異なる身体上の変化に直面するため、性差に配慮した健康の維持・増進のための取組が必要です。

◆◇取組の方向◇◆

- 男女共に、生涯にわたって健康に生活できるよう、性別や年齢に配慮した心身の健康の保持・増進の支援に取り組みます。
- 妊娠や出産、育児など母子保健事業の充実に努め、子どもを産み育てやすい環境づくりを目指します。

◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
健康づくり意識の普及・啓発	「保健福祉業務計画」に基づく母子保健関連事業、特定健診やがん検診など様々な機会を通じて、健康づくり・食育活動などについての知識の普及や啓発活動を行います。
健康相談等の充実	男女が生涯にわたり健康に過ごせるため、性別や年齢に配慮した健康についての相談等を実施します。
女性が出産しやすい環境づくり	女性が自らの体と健康の保持増進及び出産の自由を自己決定できる「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の考え方にに基づき、女性が安心して安全に出産することができるよう、中芸広域連合に施策の実行を働きかけます。
妊娠・出産・育児等に関する支援	安心して出産できるよう妊婦健診の充実に努めるとともに、中芸広域連合と連携して妊娠・出産に関する相談や指導を行うとともに、育児支援の充実に努めます。
発達段階に応じた保健知識の普及と学習機会の充実	性感染症や望まない妊娠などを予防するための知識の普及に努め、学校教育においても、発達段階に応じて正しい知識を身につけることができるよう、学習機会を充実します。

施策名	取組の内容
健康への悪影響についての意識啓発	喫煙・飲酒が妊産婦や子どもに与える悪影響をはじめ、薬物乱用等による人体への悪影響などについての情報を発信し、意識啓発を進めます。
健康関連情報の発信と啓発	周産期医療・保健・福祉・子育てに関する様々な健康関連情報について、広報やホームページ等、様々な媒体や機会を通じて、広く町民に提供します。
心の健康づくりの推進	心の健康づくりをテーマとした講演会や相談等を通じて、町民の心身の健康維持・増進に努めるとともに、自殺防止等に関する関係機関とのネットワークの強化を図ります。
スポーツ活動を通じた健康づくり	性別や年齢を問わず、スポーツを楽しみながら健康づくりに取り組み、地域での交流ができるよう、情報提供をはじめとする環境づくりに努めます。

## 9 誰もが安心できる福祉のまちづくり

### ◆◇現状と課題◇◆

アンケート調査では、結婚と家庭生活に関する考え方として、「男性は、もっと家事や育児、介護などの家庭生活に参画するべきである」への賛成意識が非常に高くなっています。

家庭内の仕事の分担の中で「家族の介護や看護」については、夫婦あるいは家族が協力して行うことが理想であるとする回答が圧倒的に多くなっていますが、実際の分担は「主に妻」が担っているとする回答が最も多くなっています。

■ 図 10:「家族の介護や看護」の分担意識について ■



また、女性が働く上で支障となることの一つとして、「高齢者など家族介護の負担が大きいこと」が上位に回答されています（表4参照）。

家族や地域で支え合う福祉環境づくりのために、高齢者や障害者等に対する公的な介護サービス等の充実をはじめ、性別にかかわらず介護休業などが取りやすい職場環境づくりを推進する必要があります。

### ◆◇取組の方向◇◆

- 高齢者介護や介護予防、障害のある人への支援など、個別計画に基づく福祉サービスの充実を図るとともに、地域住民との連携による見守りや支援活動を促進します。
- 関係機関と連携し、ひとり親家庭をはじめ様々な生活上の困難を抱える人への、生活安定に向けた支援に努めます。

◆◇具体的な取組◇◆

施策名	取組の内容
介護保険制度についての情報提供、相談体制づくり	本町及び奈半利町、田野町、北川村、馬路村の「中芸広域連合」として共同で策定している「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、介護保険制度についての情報提供を行うとともに、内容の問合せやサービスの利用方法などについて相談に対応します。
男女の違いに配慮した医療や介護対策の推進	「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき、介護サービスや地域支援サービス等の適切な利用を促進するとともに、男女の違いに配慮した医療や介護・介護予防対策を推進します。
男女の違いに配慮した障がいのある人への支援	本町及び奈半利町、田野町、北川村、馬路村の「中芸広域連合」として共同で策定している「障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、障がいのある人への福祉サービスの適切な提供をはじめ、男女別のニーズに配慮しながら地域での生活を支援します。
誰もが気軽に集える場所の提供	あったかふれあいセンターなどを活用して、性別や年齢を問わず、誰もが気軽に集える地域における交流の場所を提供します。
地域における福祉の見守り体制の整備	一人暮らしや高齢者世帯、障がいのある人などについて、関係機関と連携して見守り活動を推進します。
避難行動等に支援が必要な人への配慮	災害時に一人で避難することが難しく、特に、支援を必要とする人への個別の避難計画作成などに努めるとともに、日頃の見守り活動等にも活用します。
防災活動における関係機関との連携	日頃の見守り活動と併せて、関係課や消防署等関係機関・団体等との連携を図り、災害時における地域の支援体制の構築に努めるとともに、性別や年齢に配慮した避難支援体制づくりに努めます。
ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭が抱える悩みや、生活困窮に関する悩みの解決に向けて、相談窓口の充実・強化に努めます。

施策名	取組の内容
生活困窮世帯等への支援	職業能力の開発のための支援や、教育訓練期間中の生活費負担の軽減など、関係機関・団体等と連携して、自立に必要な支援に努めます。
福祉のまちづくり	事業所や関係機関・団体等と連携し、公共施設及び民間施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

## 第6章 計画の推進体制

### 1 庁内推進体制

本計画の取組は、幅広い分野にわたることから、庁内関係部署との十分な連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進します。

### 2 町職員の理解促進

本町の職員は、町民に率先して男女共同参画を推進する必要があることから、本町の職員が住民の模範的存在となるよう、全ての職員が男女共同参画の視点に立って執務にあたるとともに、研修などの機会を通じて、職員の意識の醸成に努めます。

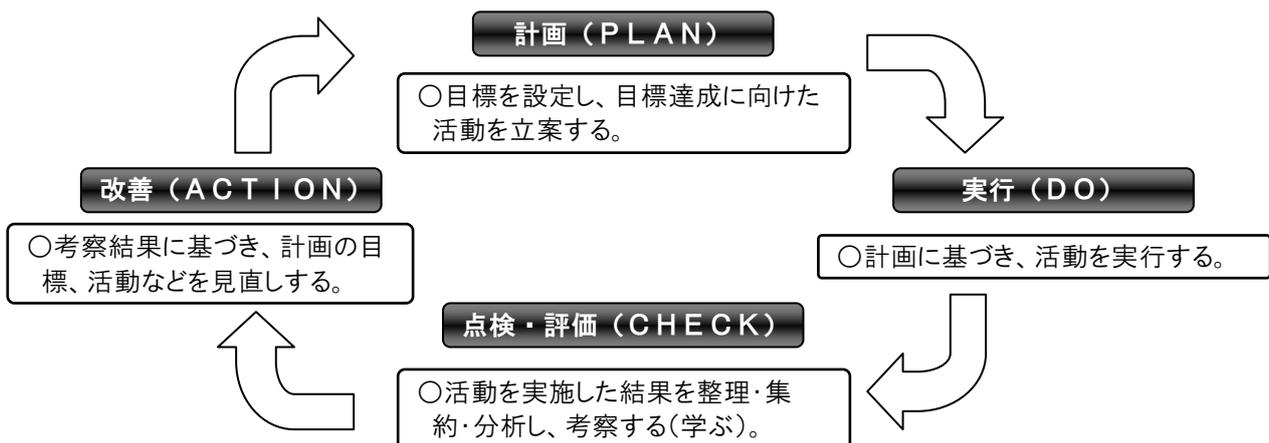
### 3 関係機関との連携の強化

本計画を効果的・効率的に推進していくため、全庁的な協力体制はもとより、地域住民をはじめ、人権擁護委員や女性関連団体、安芸地区人権擁護委員協議会、東部ブロックじんけん行政連絡協議会、町人権教育研究協議会等の関係機関と連携し、取組を推進します。

### 4 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、常に改善を図ります。また、定期的に事業の達成状況や評価について取りまとめを行うとともに、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

◆参考／PDCAサイクルのプロセスイメージ◆



## 1 安田町男女共同参画計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 安田町男女共同参画計画を策定するため、安田町男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 安田町男女共同参画計画の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

(1) 男女共同参画に関し、知識・経験を有する者

(2) 一般住民及び各種団体の代表者等

(3) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、安田町男女共同参画計画の策定が完了するまでとし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、町民生活課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

## 2 安田町男女共同参画計画策定委員会 委員名簿

	選出区分	氏名	職名
1	住民代表及び 各種団体代表	南 一 寛	安田小中学校PTA会長
2	住民代表及び 各種団体代表	有 岡 智 佐	安田町社会福祉協議会理事
3	各種団体代表	坂 本 真由美	NPO法人とさはちきんネット 事務局長
4	各種団体代表	立 石 博 仁	四国部品(株)介護事業部 事業部長
5	住民代表及び 各種団体代表	長 戸 壽 子	安田町女性の会会長
6	住民代表及び 各種団体代表	濱 口 範 雄	安田町民生児童委員協議会会長
7	各種団体代表	竹 内 幸 恵	中山合同女性部部長
8	住民代表	手 島 久 雄	学識経験者 男
9	住民代表	吉 川 幸 子	学識経験者 女
10	行政代表	中 川 剛	安田町役場総務課課長補佐

## 安田町男女共同参画計画

---

発行／平成 29 年（2017 年）3 月  
発行者／高知県 安田町  
問合せ先／安田町 町民生活課  
〒781-6421  
高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地  
TEL（0887）38-6712  
FAX（0887）38-6780

---